

せいかつほご  
**生活保護のしおり**

せいかつほご せいど  
生活保護の制度  
りようほうほう  
や利用方法など  
をわかりやすく  
せつめい  
説明しています

しんせいほうほう  
申請方法やわか  
らないことがあ  
るときは気軽に  
きがる  
ご相談ください  
そうだん

むらやましふくしじむしょ  
**村山市福祉事務所**

むらやましくしよふくしか せいかつふくしかかり  
(村山市役所福祉課 生活福祉係)

でんわ 電話 55-2111 (内線 146・147) ないせん

げつようび きんようび しゅくさいじつとう のぞ  
※月曜日から金曜日まで(祝祭日等を除く)の  
ごぜん じ ぷん から ごご じ ぷん  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 1 生活保護ってなに？

仕事を失ったり、収入が著しく減ったりしてしまい、自分の資産やさ  
まざまな制度を活用しても生活を維持することができなくなった場合、国が  
最低限度の生活を保障する制度です。この制度は、「健康で文化的な最低限度  
の生活」を保障する日本国憲法や生活保護法で定められています。

生活保護は、困窮状態に応じて必要な保護を行うことで生活を保障し、  
自立した生活が送れるよう支援するものです。

## 2 どんなしくみの？

生活保護では、原則として生計を同一にする方は、同一世帯として扱いま  
す。その世帯の状況に応じて、国が決められている基準の最低生活費と世帯のす  
べての収入を比べて、足りない分を生活保護費として支給します。

### —最低生活費とは—

その世帯が1か月生活するた  
めに必要な額を国の基準によ  
り算定したものです。

### —収入とは—

仕事で得た収入のほか、年金、  
恩給、各種手当、仕送り、財産  
収入など、世帯で得たほとんど  
の収入が含まれます。



### 3 資産や制度の活用って？

あなたの世帯で資産を持っていたり、ほかの制度を利用できたりする場合は、まずはこれらを活用していただきます。

①活用していただく主な資産は、次のようなものです。

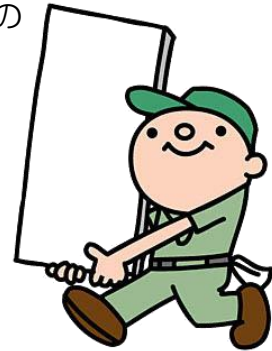
例：現金・預貯金、証券、貴金属、自動車、生命保険、不動産など

②資産以外でも、家族の中で働くことができる方は、その能力を活用していただきます。

③活用していただく法律や制度は、次のようなものです。

例：各種年金、手当、雇用保険など

④扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）から援助が受けられる場合は、保護よりもその援助を優先していただきます。



## 4 保護の種類はこんなにあります

生活保護には次のような保護費の種類があります。

<p>生活扶助</p>	<p>衣食や光熱水費など日常生活に必要な費用を世帯の人数などで算定します</p>
<p>住宅扶助</p>	<p>家賃や地代など。家屋の修繕などの費用も定められた限度額内で支給される場合もあります。家賃は、福祉事務所から直接大家へ支払う場合があります</p>
<p>教育扶助</p>	<p>学用品や給食費など、義務教育に係る費用を支給します</p>
<p>介護扶助</p>	<p>介護サービスを受けるために必要な費用を支給します</p>
<p>医療扶助</p>	<p>病気やけがなどで通院や入院するために必要な費用を支給します</p>
<p>出産扶助</p>	<p>出産に必要な費用を支給します</p>
<p>生業扶助</p>	<p>高等学校の就学や技能、資格取得のために必要な費用を支給します</p>
<p>葬祭扶助</p>	<p>生活保護を受けている方が喪主をしなければならないときに支給します</p>
<p>一時扶助</p>	<p>家屋の修理や雪下ろしの費用、就労活動促進費などを要件に応じて支給します</p>



## 5 申請から決定までの流れ

### ① 相談・申請



まずは、市役所の福祉事務所にご相談ください。相談では、あなたのお仕事のことや病気のことなど生活状況のほか、資産や親族とのことなどのプライベートなこともお聞きしなければなりませんので、ご協力をお願いします。

申請できるのは、ご本人やその扶養義務者、その他の同居親族の方です。

申請する場合、調査に必要な資産などの書類の提出をお願いします。

### ② 訪問・調査



申請していただいた書類を基に、担当者がご自宅に訪問してお話を聞かせていただきます。また、金融機関や保険会社などに資産調査を行います。この調査により、生活保護が開始できるか審査をします。

### ③ 判定結果の通知



調査し判定した結果を書面でお知らせします。結果をお知らせするまでの期間は、申請を受け付けた日から14日以内（資産調査などに時間がかかる場合は30日以内）となっています。

### ④ 決定・受給開始



生活保護が決定すると、原則として毎月5日に支給され、指定した金融機関の口座に振り込まれます。5日が土曜・日曜日、祝日にあたる場合は、その前の平日に振り込みます。

## 6 調査について

生活保護を決定する前に、活用できる資産がないか調査します。主な資産は

次のとおりです。

現金・預貯金	最低生活費以上にお持ちの場合は、生活保護に該当しません。
生命保険	貯蓄型の場合、金額により解約をお願いします。
土地や建物	現在お住いの家については売却する必要はありません。活用されていない不動産がある場合は、売却をお願いすることもあります。
自動車	売却をお願いする場合があります。



就労や扶養義務、能力の活用についての調査もあり

ます。援助できる親族がいることで生活保護が受けられないとは限りません。

能力の活用	就労	働くことができる方は、就職活動をしていただきます。
	扶養義務	<p>親、子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のある方から援助してもらえる場合は、その援助を受けていただきます。ただし、扶養義務者が次に該当する場合は扶養義務の調査は行いません。事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね70歳以上の高齢者や未成年者などの場合</li> <li>扶養義務者から借金をしている場合</li> <li>相続をめぐり対立している場合</li> <li>縁が切られているなど関係不良の場合</li> <li>家庭内暴力や虐待など特別な事情がある場合</li> </ul>

## 7 生活保護の支給額は？

支給額は、生活費や居住費、医療費などで算定される最低生活費と給与や  
手当などの世帯収入を比較して判定します。世帯の人数や年齢などにより  
支給額は異なります。最低生活費よりも世帯の収入が少ない場合はその不足  
する差額分を支給します。世帯の収入が最低生活費を超える場合は、生活  
保護には該当しません。

## 8 生活保護には権利と義務があります

生活保護を受けることになったら、生活や健康状態を  
確認するため、定期的に担当者が家庭訪問をします。困り  
ごとや分からないことがあれば相談してください。



### 権利が保障されています

- 生活保護を受けていても、すべての方が平等に扱われ差別を受けることはありません。
- 決定した内容は、正当な理由なく、保護費の減少や廃止など不利益になるようなことはありません。
- 保護費や保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。

## 義務があります

- 生活費の無駄をなくし、保護費を計画的に使うようにしてください。
- 保護費は支給目的のために使い、家賃や光熱水費などを滞納しないようにしてください。
- 働ける方は能力に応じて働き、収入を得られるよう努力してください。
- 病気の方は医師の指示に従い、早く病気を治すことができるよう療養してください。
- 収入や生活の状況が変わったときは、すぐに担当者に届けてください。
- 生活保護の目的達成のために福祉事務所から指示や指導があった場合、これに従わなければなりません。

## 9 こんなときは届け出が必要です

- ① 病気やけがで医療機関へ通院または入院するとき
- ② 家族に変動があるとき（転入・転出、出生、死亡など）
- ③ 収入の状況が変わったとき（就職、給料の増減、資産の売却、臨時収入など）





## 10 保護費を返さなければならないとき

- ①不正な方法で保護を受けたとき。
- ②収入や資産があるにもかかわらずその届け出をしなかったり、うその申告をしたりするなど不正な方法で保護を受けた場合は返していただきます。
- ③資力がありながら保護を受けたとき。
- ④急な事情により、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給した保護費を後から返していただきます。また、資産を売却したときや補償金などをもらった場合も返していただくことがあります。

## 11 不服申し立てについて

福祉事務所の決定内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、山形県知事に対して不服の申し立てをすることができます。



## 12 減免できるものがあります

市民税・県民税や固定資産税などの税金のほか、国民年金保険料、NHK放送受信料などの減免制度があります。手続きが必要ですので担当者にご相談ください。国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、保護開始の日から国民健康保険・後期高齢者医療保険が使えなくなりますので、保険証を市役所に返してください。

といあわ ぞうだんさき  
問合せ・相談先

むらやましせいかつじりつしえん むらやまししゃかいふくしきょうぎかい  
村山市生活自立支援センター (村山市社会福祉協議会)

むらやましちゅうおういちちようめ ばん ごう でんわ  
村山市中央一丁目5番24号 電話53-3787

はたら きたくても はたら 働けないなど、困ったことがあればまずは相談窓口にご

そうだん 相談ください。相談窓口「村山市生活自立支援センター」では、ひとり

りの じょうきょう じょうきょう あ せいせん 支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決

む せいせん おこな せいかつしきん かしつけ おこな  
に向けた支援を行います。生活資金の貸付なども行っています。

むらやましふくしじむしょ むらやましやくしょふくしか  
村山市福祉事務所 (村山市役所福祉課)

むらやましちゅうおういちちようめ ばん ごう でんわ ないせん  
村山市中央一丁目3番6号 電話55-2111 (内線146・147)

せいかつ ほ ご そうだん  
生活保護の相談だけでなく、みなさんの じょうきょう あ 状況に合ったさまざまな支援

しやうかい しょうかい きがる そうだん  
について紹介しています。お気軽にご相談ください。